

敷地権利変換計画書

(一)分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分又は団地共用部分の共有持分に対応して、除却敷地持分又は団地共用部分の共有持分を与えられることとなる者に関する事項(法第 191 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第 8 号から第 11 号まで及び第 14 号)

権利者		権利者が有する建物の状況		敷地権利変換期前の権利の状況												
除却敷地持分又は団地共用部分の共有持分を与えられることとなる者		分割実施敷地持分を有する者が分割実施敷地及び除却マンション敷地に存する建物(団地共用部分を除く。)について有する所有権		権利者が有する分割実施敷地持分					権利者が有する団地共用部分の共有持分			権利者が有する分割実施敷地持分及び団地共用部分の共有持分の価額の合計額(A+B)		分割実施敷地持分についての担保権等の登記に係る権利		
氏名又は名称	住所	所在	権利の内容		所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容(地積及び分割実施敷地持分)	価額(A)(円)	所在	権利の内容(家屋番号、建物番号、種類、床面積及び共有持分)	価額(B)(円)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
			専有部分(家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共有部分の共有持分											氏名又は名称	住所
法第 191 条第 1 項第 2 号、第 8 号、第 9 号		法第 191 条第 1 項第 14 号		法第 191 条第 1 項第 3 号、第 9 号、第 14 号					法第 191 条第 1 項第 10 号							

敷地権利変換期後の権利の状況											
権利者に与えられる除却敷地持分				権利者に与えられる団地共用部分の共有持分			除却敷地持分についての担保権等の登記に係る権利				
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容(地積及び除却敷地持分)	価額(C)(円)	所在	権利の内容(家屋番号、建物番号、種類、床面積及び共有持分)	価額(D)(円)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
										氏名又は名称	住所
法第 191 条第 1 項第 4 号、第 8 号				法第 191 条第 1 項第 11 号							

(参考)

清算金予定額(円)		
除却敷地持分に関する清算金予定額(C-A)	団地共用部分の共有持分に関する清算金予定額(D-B)	合計額
プラスの場合は組合が徴収 マイナスの場合は組合が交付		

(二)分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分又は団地共用部分の共有持分に対応して、非除却敷地持分等又は団地共用部分の共有持分を与えられることとなる者に関する事項(法第 191 条第 1 項第 5 号から第 11 号まで及び第 14 号)

権利者		権利者が有する建物の状況		敷地権利変換期前の権利の状況												
非除却敷地持分等又は団地共用部分の共有持分を与えられることとなる者		分割実施敷地持分を有する者が分割実施敷地及び非除却マンション敷地に存する建物(団地共用部分を除く。)について有する所有権		権利者が有する分割実施敷地持分					権利者が有する団地共用部分の共有持分			権利者が有する分割実施敷地持分及び団地共用部分の共有持分の価額の合計額(E+F)		分割実施敷地持分についての担保権等の登記に係る権利		
氏名又は名称	住所	所在	権利の内容		所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容(地積及び分割実施敷地持分)	価額(E)(円)	所在	権利の内容(家屋番号、建物番号、種類、床面積及び共有持分)	価額(F)(円)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
			専有部分(家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共有部分の共有持分											氏名又は名称	住所
法第 191 条第 1 項第 5 号、第 8 号、第 9 号		法第 191 条第 1 項第 14 号		法第 191 条第 1 項第 6 号、第 9 号、第 14 号					法第 191 条第 1 項第 10 号							

敷地権利変換期後の権利の状況											
権利者に与えられる非除却敷地持分等				権利者に与えられる団地共用部分の共有持分			非除却敷地持分等についての担保権等の登記に係る権利				
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容(地積及び非除却敷地持分)	価額(G)(円)	所在	権利の内容(家屋番号、建物番号、種類、床面積及び共有持分)	価額(H)(円)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
										氏名又は名称	住所
法第 191 条第 1 項第 7 号、第 8 号				法第 191 条第 1 項第 11 号							

(参考)

清算金予定額(円)		
非除却敷地持分等に関する清算金予定額(G-E)	団地共用部分の共有持分に関する清算金予定額(H-F)	合計額
プラスの場合は組合が徴収 マイナスの場合は組合が交付		

(三)清算金の徴収に係る利子

清算金の徴収に係る利子の決定方法

(四)敷地権利変換期日

備考

- 「地目」欄には、不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 「権利の内容(地積及び分割実施敷地持分)」欄には、登記簿に記載された地積及び分割実施敷地持分をそれぞれ記載すること。
- 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。